

令和8年
4月1日
施行

自転車の違反に反則金!

※16歳以上の人を対象（運転免許の有無は関係ありません。）

●自転車の交通違反に「**交通反則通告制度**」（**反則金制度**）が導入され、**規程の違反行為（反則行為）**に対し、**交通反則切符（青切符）**による取締りが行われます。

◆「**交通反則通告制度**」（**反則金制度**）とは・・・
比較的軽微な交通違反に交通反則切符（青切符）を交付し、違反者が反則金を納付すれば刑事罰を科さない制度です。
自動車や原動機付自転車（電動キックボード等を含む）の違反に適用されています。

●酒酔い運転や酒気帯び運転、携帯電話（スマートフォン）などの使用で交通の危険を生じさせた場合など、特に悪質な24種類の違反行為は、**刑事手続きに入る交通切符（赤切符）**が交付されます。

「交通反則通告制度」（反則金制度）

違反例と反則金額

対象となる違反行為は



113種類

主な違反行為と
反則金（一例）

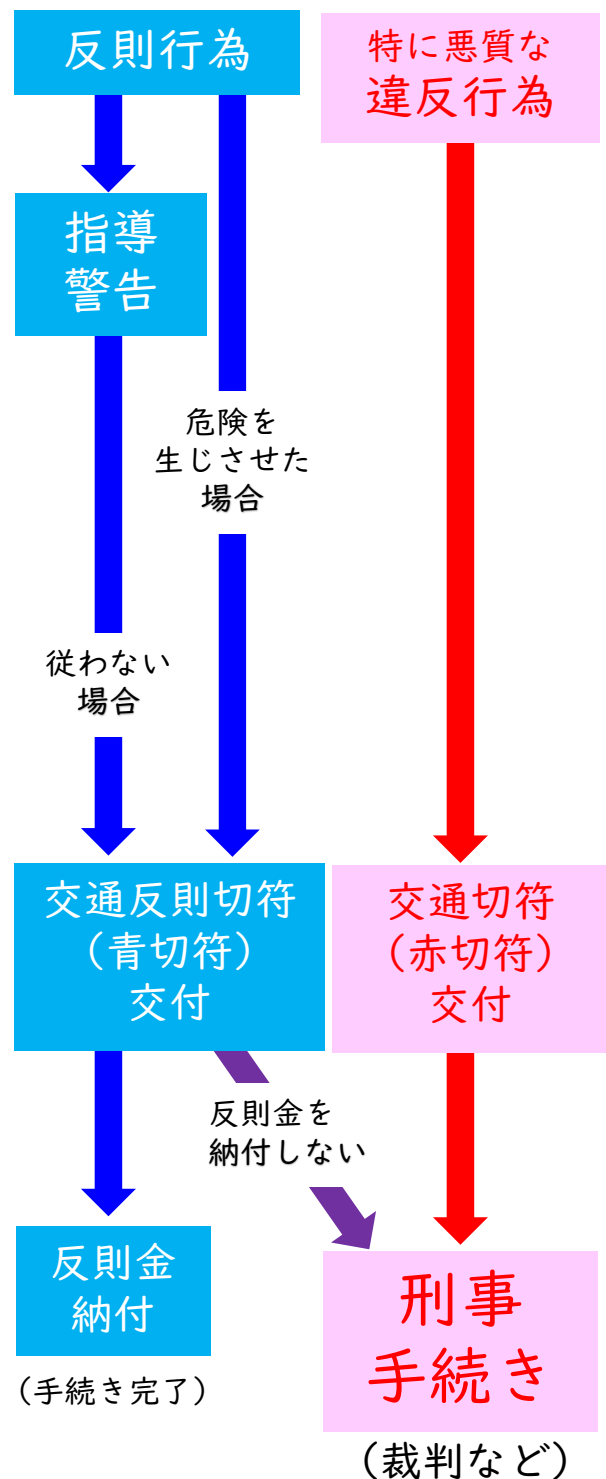


警察官の指導や警告を受けた場合は
すみやかに従わなければなりません

◎平成27年6月1日より、一定の違反行為を3年以内に2回以上行くと、**自転車運転者講習**の受講が義務付けられています。
（自転車運転者講習は14歳以上が対象）



■自転車の交通違反取締りの流れ(改正後)



自転車に安全に乗るための準備

準備

1

命を守るために

ヘルメットを着用しましょう

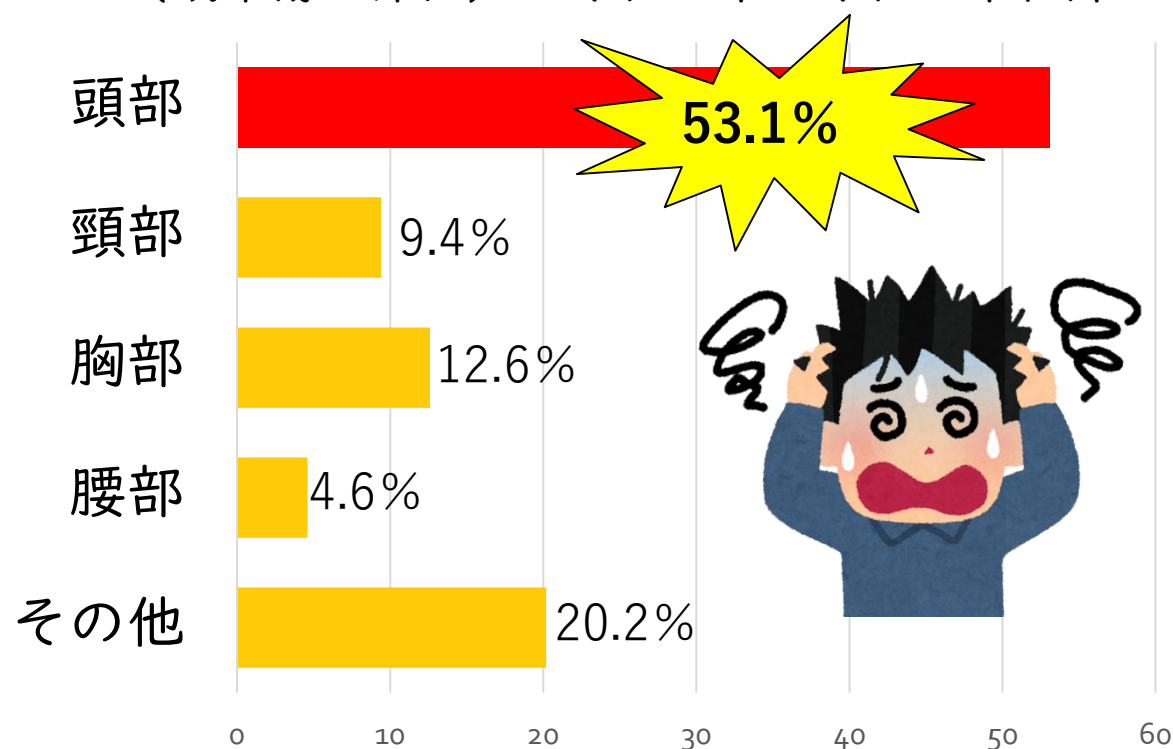
令和5年4月1日から全ての自転車利用者のヘルメット着用が努力義務化されました。

自転車事故による死者の約5割が
頭部に致命傷を負っています。
自転車の死亡事故を防ぐには、
頭部を守ることが最も重要です。

(警察庁の資料より)

■自転車乗用中死者の人身損傷主部位

(致命傷の部位) ※令和2年～令和6年合計

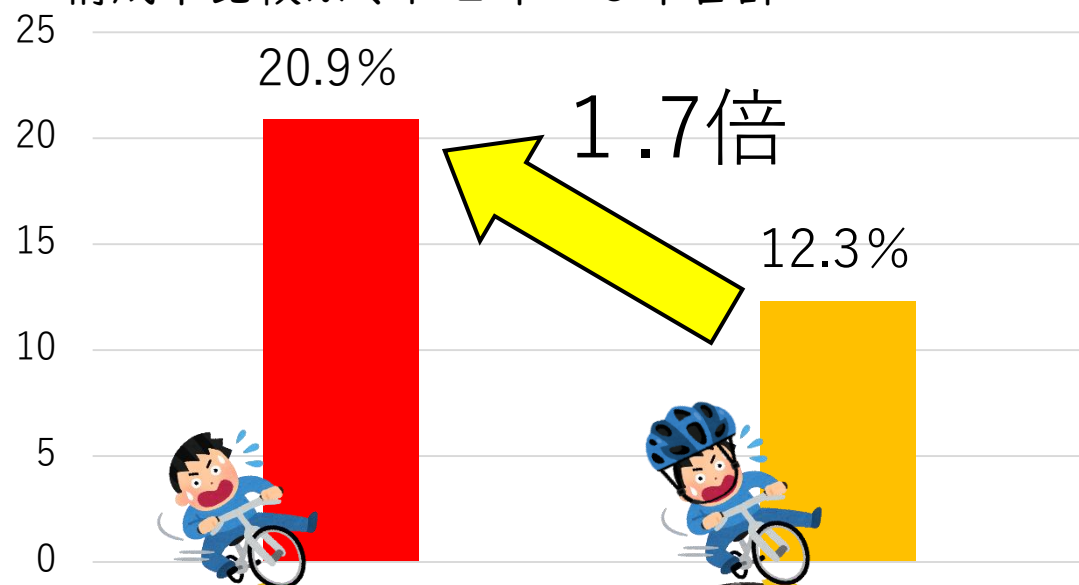


※その他とは腕部、脚部、顔部、腹部をいう。

(警察庁の資料より)

■ヘルメット着用有無別人身損傷主部位「頭部」

構成率比較※令和2年～6年合計



ヘルメット非着用

ヘルメット着用

※致死率とは死傷者のうち死者の占める割合をいう。

交通事故の被害を軽減するためには、
頭部を守ることがとても重要です。
スポーツの時だけではなく、
買物や通勤・通学等、
日常生活で自転車を利用(乗用)するときは
ヘルメットを着用して、頭部を保護しましょう。



すべての世代で
ヘルメットの着用を!!



ヘルメット着用

※ヘルメットは、TSマークやSGマークなどの安全性を示すマークの付いたものを使い、あごひもを確実に締めるなど正しく着用しましょう。

準備
2

加害事故に備えて、 自転車保険に加入しましょう

近年、重大な人身事故を起こして相手にけがをさせた自転車運転者に、高額な賠償金の支払いを命じる判決が相次いでいます。

このような情勢を背景に、
福井県では令和4年7月1日から



「福井県自転車条例」が施行され、
※福井県自転車の安全で適正な利用に関する条例
自転車事故による損害賠償責任に備える
「自転車保険等の加入」が義務化されました。

※自転車損害賠償責任保険等
自転車保険等は、被害者の損害を補償し、
加害者の経済的負担を軽減するものです。
万が一に備えて、



自転車利用者は
必ず自転車保険等に加入しましょう。

■自転車の加害事故による高額賠償事例

判決認容額 ※	加害者	被害者	裁判所（判決日）
9,521万円	男子小学生（11歳）	歩行中に女性（62歳） 後遺障害	神戸地方裁判所 （平成25年7月4日判決）
9,266万円	男子高校生	自転車運転中の男性（24歳） 後遺障害	東京地方裁判所 （平成20年6月5日判決）
6,779万円	男性	歩行中の女性（38歳） 死亡	東京地方裁判所 （平成15年9月30日判決）
5,438万円	男性	歩行中の女性（55歳） 死亡	東京地方裁判所 （平成19年4月11日判決）

※判決認容額とは、上記裁判判決文で加害者に支払いを命じられた金額（概算額）。
裁判後の上訴等により、加害者が実際に支払う金額とは異なる可能性があります。

知っていますか？

「自転車安全利用五則」

① 車道が原則、左側を通行

歩道は例外、歩行者を優先



② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

③ 夜間はライトを点灯

④ 飲酒運転は禁止 ⑤ ヘルメットを着用

★ 歩道通行できるのは、

【道路交通法第63条の4第1項】

○ 「自転車歩道通行可」の道路標識等がある場合



○ 運転者が13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者
または身体の不自由な方が自転車に乗るとき

○ 車道または交通の状況に照らして、通行の安全を
確保するために、歩道を通行することがやむを得ないと
認められるとき

（「交通の方法に関する教則」による例示）

- ・ 道路工事や駐車車両のため車道左側を通行することが困難な場合
- ・ 著しく自動車などの交通量が多く、かつ車道に幅が狭いなど、
自動車などとの接触の危険がある場合

（注釈）普通自転車に限ります。

福井県自転車条例を知っていますか？

施行日

令和4年7月1日

※ 福井県自転車の安全で適正な利用に関する条例

- ・ 自転車損害賠償責任保険等への加入義務
- ・ ヘルメット着用の努力義務
- ・ 自転車の定期的な点検整備の努力義務

福井県のホームページをチェックしてください。

福井県 自転車条例

検索